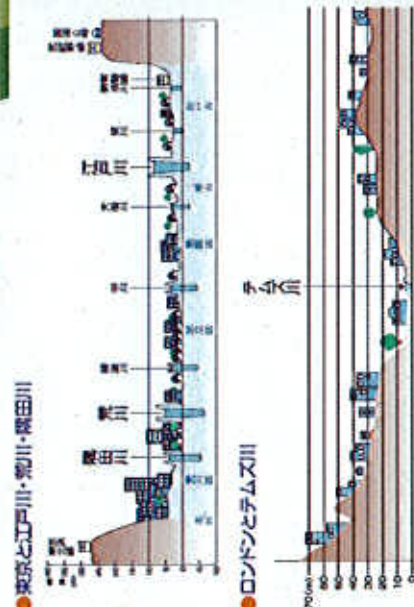


木下誠也

管理、綜合、砂石、
物流、水循環



河川管理の目的

河川法

第1条 河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理することにより、国土の安全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川管理責任を明らかにした水害訴訟判決

水害	河川名	提訴年月	国等の側の勝敗
1 S47.7	谷田川	S48.1	一審敗訴→二審敗訴→上告審差戻し→差戻審勝訴 (S62.4)
2 S49.7	平作川	S51.12	一審勝訴→二審勝訴 (H3.4)
3 S49.7	志登茂川	S50.7	一審敗訴→二審勝訴→上告棄却 (H5.3)
4 S49.9	多摩川	S51.2	一審敗訴→二審勝訴→上告審差戻し→差戻審敗訴 (H4.12)
5 S51.9	長良川	S52.6 豊後 S52.6 安八	一審勝訴→二審勝訴→上告審差戻し 一審敗訴→二審勝訴→上告棄却 (H6.10)

狭屋川流域概要図



大東水害訴訟

昭和47年7月10日から13日にかけて総雨量300ミリの豪雨により東部大阪地域を中心に各所で浸水被害が発生し、床上浸水等の被害を受けた大東市の住民71名が国(河川管理者)、大阪府(河川管理費用負担者)、大東市(水路管理者)に対し損害賠償を求めた。

最高裁判決(昭和59年)

河川管理の特殊性

- 本来的に洪水氾濫の危険を内包
- 道路の通行止め等の危険回避手段を有しない
- 財政上・時間的・技術的・社会的制約の存在

改修中河川の判断基準

- 改修計画の合理性
- 早期の改修工事の必要性

大東水害訴訟最高裁判決における河川管理の瑕疵の判断基準

① 一般的判断基準

河川管理の特殊性及び治水事業における財政的、技術的及び緊迫的制約を考慮して、諸般の事情を総合的に考慮し、右の諸制約の下での同種・同規模の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断する。

② 改修途中河川の判断基準

まず、改修計画自体が右の見地から見ても合理的か否かを検討し、次に計画自体は合理的であったとしても、計画後の事情の変更に基づき、早期の改修工事を施行しなければならぬ特段の事情があったか否かを検討する。

多摩川流域図



昭和49年9月 多摩川宿河原堤左岸決壊箇所



多摩川水害訴訟

昭和49年9月、台風16号に伴う多摩川の洪水により、狛江市地先の左岸堤260mが決壊し、家屋等が流失。狛江市の被災者33名が堤防決壊の責任を追及し、昭和51年、国に対し損害賠償を求めた。

最高裁判決(平成2年)

改修済河川の判断基準

- 計画高水流量程度の洪水を防止する安全性を具備
- 予測可能性
- 回避可能性…諸制約を考慮



木津川上流域の治水対策

- ・木津川上流域の上野地区は、岩倉峠によって洪水の流下が阻害され、浸水被害が多発。
- ・しかし、下流部の現状から、岩倉峠開削は現時点では実施不可。
- ・上野地区の浸水被害を軽減するために、上野遊水地と河川改修、川上ダムが必要



桂川上流域の治水対策

桂川上流域の亀岡地区は、保津峡によって洪水の流下が阻害され、度々浸水被害が発生。しかし、整備が遅れている桂川下流部の現状から、保津峡開削は現時点では実施不可。



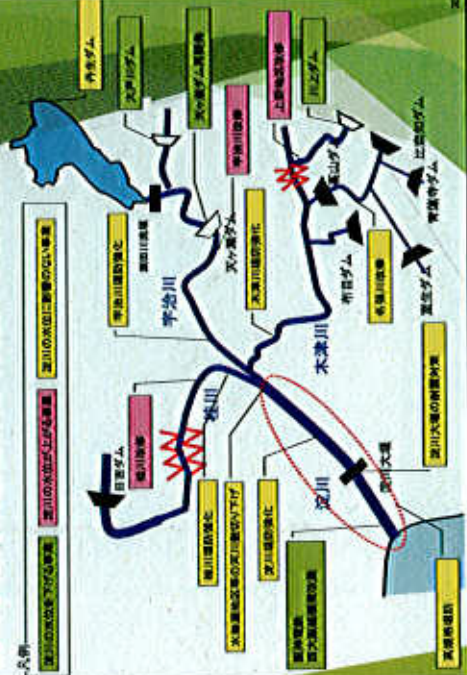
淀川水系河川整備計画（案）について

a) 計画の対象（目標）とする規模

- ・水系全体において戦後最大洪水が再来しても安全に流下
- ・上流の流下能力が向上することにより、人為的に負荷が増す淀川本川は、**現況の安全度を低下させない**

※現況の安全度：計画規模の洪水が発生しても計画高水位以下で安全に流下可能

淀川水系河川整備計画で実施する治水対策



淀川水系河川整備計画(平成21年3月31日)

「大戸川ダムについては、～流水型ダムとするが、ダム本体工事に
ついては、～実施時期を検討する。また、～県道～の付替工事に
ついては、～徹底的にコストを削減した上で継続して実施する。」

大戸川ダムに関する考え方

- ・大戸川ダムの本体工事は当面実施しない(凍結する)。
- ・将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。
- ・大戸川ダムの準備工事として県道大津信楽線の付替工事はダム予算をもって継続する。

河川区域



- 1号地 : 河川を呈している土地の区域 (6条①一)
- 2号地 : 河川管理施設の敷地である土地の区域 (6条①二)
低水護岸や側溝等も2号地
- 3号地 : 1号地と一体として管理する必要がある土地 (6条①三)
いわゆる高水敷 河川管理者の指定が必要

河川法

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

河川の使用関係

- 自由使用
 - ・ 公物を一般公衆が自由に使用できる形態
⇒ **使用者に権利は生じない。**
 - ・ 河川管理者の許可等は不要 (ボート遊び、水泳、散歩)
- 許可使用
 - ・ 公共の安全などのための禁止、制限を解除して使用を許可
⇒ **使用者に特別の権利を設定するものではない。**
 - ・ 河川管理者の許可等が必要。
- 特許使用
 - ・ 排他独占的に継続して使用
⇒ **(期間限定で)使用権を設定「公物使用権の特許」**
 - ・ 河川管理者の許可等が必要。

